

高度実践看護師教育課程認定規程の改定について

26 単位更新申請が 2019 年度で終了することに伴い、2020 年度版「高度実践看護師教育課程基準・高度実践看護師教育課程審査要項」に掲載する「高度実践看護師教育課程認定規程」の「第 4 章高度実践看護師教育課程認定の申請資格」第 4 条、「第 5 章高度実践看護師教育課程認定の審査方法等」第 7 条を改定する必要がある。

また、「第 3 章専門看護分野の教育課程の特定等」第 3 条並びに「第 10 章規程の改定等」第 15 条を、認定委員会と理事会承認で進められるように改定したい。

以上について、2019 年度定時社員総会に諮りたい。

(変更箇所を 下線 で示す)

改定案	現行
<p>第 3 章 専門看護分野の教育課程の特定等</p> <p>第 3 条 専門看護分野^{注1)}の教育課程の特定については、認定委員会で審議し、<u>理事会の決議をもって</u>行うものとする。</p> <p>2 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しについては、定期的に実施する。</p> <p>注 1) 「専門看護分野」とは、高度実践看護師教育課程、すなわち専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野である。</p> <p>第 4 章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格</p> <p>第 4 条 高度実践看護師教育課程認定の申請をする機関は、次の各号の基準を全て満たしているものとする。</p> <p>(1) <u>本会の会員校において高度実践看護師教育を行っている課程または行う予定の課程であること。</u></p> <p>(2) 本会で別に定めた教育課程に関する次に掲げる条件をみたしていること。</p> <p><u>(A. 削除)</u></p>	<p>第 3 章 専門看護分野の教育課程の特定等</p> <p>第 3 条 専門看護分野^{注1)}の教育課程の特定については、認定委員会で審議し、<u>理事会の議を経て、総会の承認をもって</u>行うものとする。</p> <p>2 高度実践看護師教育課程基準ならびに審査規準の見直しについては、定期的に実施する。</p> <p>注 1) 「専門看護分野」とは、高度実践看護師教育課程、すなわち専門看護師教育課程およびナースプラクティショナー教育課程の専門看護分野である。</p> <p>第 4 章 高度実践看護師教育課程認定の申請資格</p> <p>第 4 条 高度実践看護師教育課程認定の申請をする機関は、次の各号の基準を全て満たしているものとする。</p> <p>(1) 本会の会員校において高度実践看護師教育を行っている課程 <u>(26 単位申請の場合・38 単位申請の場合・46 単位申請の場合)、または行う予定の課程 (38 単位申請の場合・46 単位申請の場合)</u> であること。</p> <p>(2) 本会で別に定めた教育課程に関する次に掲げる条件をみたしていること。</p> <p><u>A. 専門看護師 26 単位申請の場合^{注2)}</u></p> <p><u>①履修単位数は、26 単位以上とし、そのうち実習は6 単位以上であること。</u></p> <p><u>②共通科目のうち、8 単位以上を必修とすること。</u></p> <p><u>③専門看護分野別の専攻教育課程基準を</u></p>

改定案	現行
<p>A. 専門看護師 38 単位申請の場合^{注2)}</p> <p>①履修単位数は、38 単位以上とし、そのうち実習は 10 単位以上であること。</p> <p>②共通科目 A のうち、8 単位以上を必修とすること。</p> <p>③共通科目 B を、6 単位以上必修とすること。</p> <p>④専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。</p> <p>注2) 平成 24 年度より新規申請開始。</p> <p>B. ナースプラクティショナー 46 単位申請の場合^{注3)}</p> <p>①履修単位数は、46 単位以上とし、そのうち実習は 10 単位以上であること。</p> <p>②共通科目 A のうち、8 単位以上を必修とすること。</p> <p>③共通科目 B を、6 単位以上必修とすること。</p> <p>④専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。</p> <p>注3) 平成 27 年度より新規申請開始。</p> <p>第 5 章 高度実践看護師教育課程認定の審査方法等</p> <p>第 7 条 本会の代表理事は、認定委員会が高度実践看護師教育課程として認定した機関に対して高度実践看護師教育課程認定証（以下「認定証」という）を交付する。</p> <p>2 本会は、前項の認定を行った場合には、その教育機関名を公表するとともに高度実践看護師教育課程認定名簿に登録する。</p> <p>3 認定証の有効期間は、認定年度から 10 年間とする。<u>ただし、本規程第 12 条及び第 13 条の規定により高度実践看護師教育課程</u></p>	<p><u>みたしていること。</u></p> <p><u>注2) ただし、新規申請の受け付けは平成 26 年度までとする。再申請については、平成 27 年度まで受け付けることとする。</u></p> <p>B. 専門看護師 38 単位申請の場合^{注3)}</p> <p>①履修単位数は、38 単位以上とし、そのうち実習は 10 単位以上であること。</p> <p>②共通科目 A のうち、8 単位以上を必修とすること。</p> <p>③共通科目 B を、6 単位以上必修とすること。</p> <p>④専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。</p> <p>注3) 平成 24 年度より新規申請開始。</p> <p>C. ナースプラクティショナー 46 単位申請の場合^{注4)}</p> <p>①履修単位数は、46 単位以上とし、そのうち実習は 10 単位以上であること。</p> <p>②共通科目 A のうち、8 単位以上を必修とすること。</p> <p>③共通科目 B を、6 単位以上必修とすること。</p> <p>④専門看護分野別の専攻教育課程基準をみたしていること。</p> <p>注4) 平成 27 年度より新規申請開始。</p> <p>第 5 章 高度実践看護師教育課程認定の審査方法等</p> <p>第 7 条 本会の代表理事は、認定委員会が高度実践看護師教育課程として認定した機関に対して高度実践看護師教育課程認定証（以下「認定証」という）を交付する。</p> <p>2 本会は、前項の認定を行った場合には、その教育機関名を公表するとともに高度実践看護師教育課程認定名簿に登録する。</p> <p>3 認定証の有効期間は、認定年度から 10 年間とする^{注5)}。ただし、本規程第 12 条及び第 13 条の規定により高度実践看護師教育課程</p>

改定案	現行
<p>定の資格を喪失したときは、認定証の有効期間は資格を喪失した日までとする。</p> <p><u>(注 5 削除)</u></p> <p>第 10 章 規程の改定等</p> <p>第 15 条 この規程の改定については、<u>認定委員会の議決を経て、理事会の決議により行う。</u></p> <p>附 則 (施行期日) 1～8 現行どおり 9. この規程は、2019年6月14日から施行する。ただし、改定後の第4条及び第7条の規定については、2020年4月1日から施行する。</p>	<p>認定の資格を喪失したときは、認定証の有効期間は資格を喪失した日までとする。</p> <p><u>注 5) ただし、第 4 条 (2) A に定める専門看護師 2.6 単位申請の場合、有効期間を平成 32 年度までとする。</u></p> <p>第 10 章 規程の改定等</p> <p>第 15 条 この規程の改定については、<u>認定委員会及び理事会の議を経て、総会の承認によるものとする。</u></p> <p>附 則 (施行期日) 1～8 (記載省略) <u>(新設)</u></p>